

社会復帰促進等事業に係る平成20年度成果目標の実績評価及び平成21年度成果目標に関する総括表

1. 平成20年度新規事業及び平成21年度重点目標管理事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

上段:アウトカム指標 下段:アウトプット指標
◎:21年度重点目標管理事業 ☆:20年度新規事業

事業番号	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標達成度	21年度成果目標	備考
1	建設業における総合的な労働災害防止対策等の推進事業	建設業における労働災害を防止するため、足場先行工法・手すり先行工法の定着のための研修・指導や専門業種別のリスクアセスメントに係るマニュアルの開発、研修等を行う。	① 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とする。 ② 事業対象事業場における労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、6.3%以上減少させる。 ③ 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を60%以上に高める。 ④ 顕彰された職長として研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した者の割合を90%以上とする。 ⑤ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を利用した事業場から、当該支援を利用した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。	△	① 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とする。 ② 事業対象事業場における労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、15.4%以上減少させる。 ③ 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を67%以上に高める。 ④ 顕彰された職長として研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した者の割合を90%以上とする。 ⑤ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を利用した事業場から、当該支援を利用した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。	◎
			① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(72回)。 ② 手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールを行う(630現場)。 ③ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を行う(293事業場)。 ④ 顕彰された職長に対する研修会を実施する。		① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(72回)。 ② 手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールを行う(752現場)。 ③ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を行う(256事業場)。 ④ 顕彰された職長に対する研修会を実施する。	
2	労働者の健康の保持増進対策事業	過重労働対策及びメンタルヘルス対策を推進するため、事業場に対する具体的な取組手法の普及啓発、対策を推進する人材育成、専門家による支援を行う事業を実施する。	① メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ、新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を86.7%以上とする。 ② THPのデモンストレーション事業を利用した事業場において、当該支援事業を踏まえ、労働者の健康の保持増進に取り組む割合を80%以上とする。 ③ 上記事業を利用した事業場から、事業を利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を80%以上にする。	○	① メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ、新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を90%以上とする。 ② THPのデモンストレーション事業を利用した事業場において、当該支援事業を踏まえ、労働者の健康の保持増進に取り組む割合を90%以上とする。 ③ メンタルヘルス対策支援センター事業及び上記2事業について、事業を利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を81%以上とする。	◎
			① メンタルヘルス支援事業について、専門家の派遣回数を1,400回に達するようにすること。 ② THPのデモンストレーション事業について、健康指導の延べ回数を7,500回に達するようにすること。		① メンタルヘルス支援事業について、専門家の派遣回数を2,800回以上とする。 ② THPのデモンストレーション事業について、健康指導の延べ数を4,700回以上とする。 ③ メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場からの相談延べ数を12,000回以上とする。	
3	危険性・有害性等の調査等普及促進事業	事業場の自律的な安全衛生管理活動を推進するため、モデル事業場の育成指導、好事例集等の作成、業種別団体を通じた中小事業場に対する導入支援等により、危険性又は有害性等の調査の導入促進を図るとともに、企業外専門家による安全衛生診断事業を行う。	① 本事業の活動に参加した事業対象団体、機械製造メーカー等においてリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を64%以上とする。 ② 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とする。	△	① 業種別団体が事業場に対して実施する危険性又は有害性等の調査等に関する研修会に参加した事業場において、新たに危険性又は有害性等の調査等の導入を検討すると回答する割合を80%以上とする。 ② 企業外専門家による安全衛生診断を受けた事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とする。	◎
			① 機械の包括的な安全基準に関する指針に基づく危険性・有害性等の調査等について50の改善事例を作成する。 ② 事業対象団体に対し危険性又は有害性等の調査等相談員を47名養成する。 ③ 専門家による危険性又は有害性等の調査等の診断を450事業場に対して行う。		① 事業対象団体に対し危険性又は有害性等の調査等相談員を47名養成する。 ② 専門家による危険性又は有害性等の調査等の診断を500事業場に対して行う。	

4	化学物質管理の支援体制の整備	GHSに対応した化学物質管理マニュアル作成、GHSに対応したモデル表示・モデルMSDS(化学物質等安全データシート)の作成、リスクアセスメント及びMSDS作成担当者等の人材養成研修等の支援事業を行うとともに、国が定める化学物質のリスク評価を行い、事業者が行う化学物質管理の充実に資する。	① 化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合を90%以上にする。 ② 上記の研修参加事業場において、研修が有用、有効であったとする割合を90%以上とする。 労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示に定める44物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価を実施する。	△	① 化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合を90%以上にする。 ② 上記の研修参加事業場において、研修が有用、有効であったとする割合を90%以上とする。 ① 平成20年度にリスク評価(初期評価)を実施した20物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた7物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示に定める20物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。 ② ナノマテリアル吸入ばく露装置1基の試作及び代表的ナノマテリアル1物質を用いての装置の性能確認を行う。	◎
5	快適職場形成促進事業	喫煙対策をはじめ快適な職場環境の形成を図るため、快適職場指針及び喫煙対策ガイドラインの周知、アドバイザーによる快適職場推進計画の認定に係る業務(申請事業場に対する助言、計画の審査等)を行う。	① 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 ② 職場における喫煙対策の実施率を89.4%以上とする。 都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。	△	① 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 ② 職場における喫煙対策の実施率を92.1%以上とする。 都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。	◎
6	労働時間等の設定改善に向けた取組の推進	1 労働時間等設定改善援助事業 仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・指導を行う専門家を地域の主要な事業主団体に配置し、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業集団に対して、個々の会員事業場の実情を踏まえた指導、援助を行う。 2 労働時間等設定改善推進助成金 労働時間等の設定改善を団体的取組として行う中小企業事業主団体に対して助成を行う。 3 職場意識改善助成金(平成20年度新規) 労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対して助成を行う。	1 労働時間等設定改善援助事業 ① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。 ② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 2 労働時間等設定改善推進助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 3 職場意識改善助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 4 1週60時間以上働く雇用者の割合を平成15年(12.2%)と比較し、1割削減する。	△	1 労働時間等設定改善援助事業 ① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率を3%以上上昇させる。 ② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 2 労働時間等設定改善推進助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率を3%以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 3 職場意識改善助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率を3%以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 4 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を平成18年(10.8%)と比較して1割削減する。	◎
7	個別労働紛争対策事業	1 総合労働相談窓口の運営 2 個別労働紛争の自主的解決の援助 3 都道府県労働局長による紛争解決の援助	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言及び指導の処理期間1か月以内のものの割合を94%以上とする。 助言・指導申出受付件数(平成20年度計画数:6,261件)	○	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1か月以内のものの割合を94%以上とする。 助言・指導申出受付件数(平成21年度計画数:6,668件)	◎